

別記様式第二号（国民年金法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十一年厚生省令第二十三号）附則第十項

国民年金

年金額改定票

（国民年金法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律第 92 号）附則第 2 条による。）

国民年金証書 の記号番号			受給権者の氏名	
改訂後の年金 額	金	円	改訂後の年金の 支給開始年月	昭和 42 年 1 月

社 会 保 険 庁

（この票は、国民年金証書の表面左上に必ずはつておいて下さい。）